

資料 1 アジア諸国の環境影響評価制度

資料 2 アジア諸国の環境関連法一覧

資料 3 マレーシア・エイシアン・レア・アース社公害訴訟判決
(最高裁・高裁判決)

資料1 アジア諸国の環境

国名	根拠法令等	主務官庁	対象事業等	環境影響評価書作成者	EIA審査機関
韓国	環境政策基本法(90) (ただし、関連の規則あり)	環境処	都市の開発、産業立地、および工業団地の造成、エネルギー開発、港湾建設、その他大統領令の定める事業	事業執行者	環境処 中央環境諮問委員会 管轄地方環境庁 環境影響評価分科委員会
中国	環境保護法(89) 建設項目環境保護管理弁法(1989) 建設項目環境影響評価証書管理条例(89)	国家環境保護局	すべての建設に関わるプロジェクト（森林、ダム、運輸、鉄道、空港、港湾、観光、工業団地、工業、沿岸開発）	建設プロジェクト事業者	建設プロジェクト行政主管機関 環境保全行政主管機関
香港	Advice Note 2／93 Lands and Works Branch Technical Circular No.9／88	環境保護署 (EPD)	住宅開発、仮説住宅、学校、病院、老人ホーム、農業水路、海岸、地下水、漁場、産業、公園、保護地の開発等	申請者	環境保護署 環境評価計画グループ(EAWG) 研究管理グループ(SMG)
台湾	加強推動環境影響評価方案(85) 同後続方案(91)	—	—	—	—
フィリピン	フィリピン環境政策 PD1151(77) EIAシステム確立に関する大統領令 PD1586(78) DENRの省令 告示2146号 (EIAの対象地域および事業について)	天然資源環境省(DENR) 環境管理局(EMB)	森林、漁業、鉱業、ダム、発電所、埋め立て、運輸、重工業、道路等	申請者	環境資源省 環境管理局 EIS審査委員会
マレーシア	環境質法(74,85改正) 特定活動の環境質に関する命令(87) 環境影響評価便覧	科学技術環境省 環境局(DOE)	農業、空港、排水と灌漑、埋め立て、漁業、森林、住宅開発、工業、インフラ、港湾、鉱業、発	事業者	DOE レビューパネル

影響評価制度

EIA の 適 用				事 後 評 価	備 考
地方自治体と の調整	専門家の資格	罰則規定	住民参加		
なし	事業者登録	なし	事業者は住民 の意見の收 斂、評価書 を含める	なし	①②
あり	事業者環境影 響評価事業 者資格証明	あり	省、市町村等 による意見 の把握	環境保護設備に関す る報告書の管理 環境保護設備の審査 および受理証明書 の発行	②③④⑥
なし	なし	なし	なし	なし	②⑤
—	—	—	—	—	②
なし(ただし、 国際機関と の間の調整 はある)	なし	あり	公聴会の開催 等の住民手 続	(環境モニタリング)	④
なし	審査専門家の 非公式登録	あり	住民参加を含 む手続	特になし(環境モニ タリング)	⑦④

国名	根拠法令	主務官庁	対象事業等	環境影響評価書作成者	EIA審査機関
			電、採石場、鉄道など19業種	事業者	
インドネシア	環境管理基本法(82) EIAに関する政府規則No.29(86) 人口環境省各省令	環境管理庁 (BAPE DAL) 中央および地方のAM DAL委員会	「重大な環境影響を伴うと考えられる事業」、地形や自然環境の改変、天然資源の開発利用、廃棄物の発生、破壊、劣化を招来する活動、社会文化的環境に影響を生じるもの、動植物、微生物の新種導入など	事業者	環境アセスメント委員会(中央および州)
タイ	国家環境質保全向上法(75,78,92改正) 行政規則2号(84) 行政規則3号(86) 国家環境局のマニュアルなど	科学技術エネルギー環境省事務局(ONEB) 環境影響審査課(DEIE)	ダム、貯水池、灌漑、空港、ホテル、リゾート施設、道路、鉱業、工業団地、造成、港湾、火力発電所、工業活動(石油化学、精油所、天然ガス、塩素、アルカリ工場、鉄鋼業、セメント製造、パルプ製造など)のプロジェクト10種類	事業者	DEIE, ONEB 主務官庁(工業省工業局、タイ工業団地公団、運輸省、陸上輸送局、公共事業局)
バングラデシュ	環境保護条令(77,89改正) 規則制定を予定中	環境森林省	ダム、湖沼開発、発電、道路輸送、鉄道開発、未開墾地(ただし、予定)	事業者	環境森林省環境局
インド	環境保護法(86) 大気汚染規制法(81) 水質汚染規制法(74) 野生生物保護法(72) 森林保護法(80) 環境森林省のガイドライン等	環境森林省	灌漑、河川・渓谷、水力発電、火力発電、鉱業、工業、港湾、人間居住、リゾート観光開発、沿岸開発、地域開発などの12のカテゴリー、プロジェクト、	事業者	環境森林省影響評価部 環境評価委員会

資料1 アジア諸国の環境影響評価制度 385

EIAの適用				事後評価	備考
地方自治体との調整	専門家の資格	罰則規定	住民参加		
州政府が各地方の生活環境保全に関する実施権限を有する州アクセスメント審査委員会の設置	専門家の許可と登録	なし	地元のAMD AL委員会での審議に参加	環境管理プラン 環境モニタリングプラン 環境管理レポート 監督レポート	⑨⑧
なし	環境庁環境政策局がコンサルタント企業を登録	なし	なし	環境モニタリング	⑩④
なし	なし	なし	なし	なし	④
森林の開発に関して、州森林局の助言が必要	なし	なし	なし	環境管理計画	④⑧

国名	根拠法令	主務官庁	対象事業等	環境影響評価書作成者	EIA審査機関
			ならびに2億ルピー以上の工業開発プロジェクト(精錬, 紙・パレプ, 印刷, 殺虫剤, 精油, 肥料, 塗料, 染料, 皮革, レーヨン, ナトリウム, シアン化カリウム, 薬品, 鋳造, アスベストなど)		
スリランカ	国家環境法(80, 88改正) 国家環境評価規則(92)	環境国会 省中央 環境庁 (CEA)	一切の指定事業計画 (一般, 環境指定地域に立地する産業および工業)	事業者	CEA 各事業の監督 機関(事業 計画承認機 関)(PAA)
パキスタン	環境保護条令(83)	環境保護 庁	—	—	なし

(注) 備考欄の番号は、本書の各國編の報告以外に、下記の資料を参照したことを示す。

①韓国環境政策基本法(1989)。②『発展途上国の環境法－東アジア』アジア経済研究所
tal Impact Assessment: A Management Tool for Development Project, 1991. ⑤香港 Ad-
Environmental Quality Act, 1974 (Act 127), ILB, 1991. ⑧海外経済協力基金『環境プロファ
Jaya, 1992. ⑩Environment and Conservation of National Environmental Quality Act, BE
の環境影響評価』1989年。ただし、本表作成後、韓国(1993)、台湾(1993)、フィリピン
れている(1995末現在)。

資料2 アジア諸国の

韓国

中国

—1960年代後半—

63 公害防止法(71改正)

—1970年代前半—